

# 基本方針案

## 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針案に関する意見提出用紙

ふりがな 氏名※必須	(法人・団体の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名等) 京丹後市役所 (担当：総務部総務課基地対策室 久保主幹)
住所	京都府京丹後市峰山町杉谷 889番地
連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)※必須	京丹後市総務部総務課基地対策室 電話番号：0772-69-0012 電子メール：kichtaisaku@city.kyotango.lg.jp

＜御意見＞

○該当箇所(どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

1 「第2 1 (1) 注視区域」 第3段目2行目「あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴取する。」の後に、次の文章を挿入。

「その場合、特に、住民生活を営む上での安全・安心に関する意見については、尊重のうえ、当該安全・安心を確保すべく、確実に必要な対処を行う。なお、指定がされた場合に法の具体的な運用状況に関連して、特に、住民生活を営む上での安全・安心に関し当該地方公共団体から意見の申出がある際における意見聴取及び必要な対処についても、指定に当たってのそれらと同様とする。」

2 「第2 1 (2) 特別注視区域」 最終段「特別注視区域の指定及び公表の手続は、注視区域のそれらと同様とする」の文章を、

「特別注視区域の指定及びそれに当たっての手続並びに公表の手続は、注視区域のそれらと同様とする」に修正。(※)

(※) 本修正の趣旨は、特別注視区域の指定に当たっても、上記1で記述される、注視区域の指定に当たっての地方公共団体からの意見聴取等の手続きを行うこととする趣旨である。

○意見内容

(修正理由：京丹後市をめぐる事情、意見要請の理由)

京丹後市においては、平成25年、在日米軍TPY-2レーダー基地の受け入れを巡り、全市的な真剣な検討を重ね、住民生活における様々な安全や安心を確実に確保することを前提に、当時、このための政府としての責任ある対応の確認を得る中で、当市として基地受け入れの要請を受け止め、必要な協力をしていくことの総合的な判断を行った経過がある。

その上で今般、本基地の立地を事情・前提として、仮にも、重要土地等調査法の注視区域等の指定を受け、住民生活の上に各種の負担・負荷が発生することとなるのであれば、上記事情・趣旨を背景に、住民生活における安全や安心を確保するための必要な措置をしっかりと講じていただきたい。

というのも、

この間も、平成25年以降、防衛省を中心に政府として、地元住民・自治体等の要請等を誠実に受け止め、安全・安心のための必要な各種対策に可能な限り取り組んでいただいているとともに、在勤の米軍人・軍属におかれても、住民生活の安全・安心の大切さを共有いただき、地域のイベント・行事等への参加、ボランティアも含めて、安全・安心の確保に主体的・積極的に取り組んでいただいている。

今回の基本方針に関連して付言したいことは、このように住民生活の安全・安心のために、防衛省、米軍関係者も含め関係者と住民皆なでその大切さを共有し安全・安心のための取り組みを進めていくことこそが、その実現推進の確保とともに、ひいては結果として、米軍施設の立地・運用を適切・円滑に進めていく上での、大切で欠かせない環境づくりにもつながっていく、そのことである。

まずもちろん、私たちとして、本法が求める国の防衛、国の安全、平和という大きな法益及びその尊い大きさについては、我が国自治体としてしっかりと共有するものであり、その法益の適切な実現に向けて自治体としてできる限りの協力は惜しまないものである。

今回の当方意見は、初めて施行される本法の運用に関し、仮にも住民に過度な懸念や不安が生じ得る場合には、その解消を図ることに行政として備える趣旨であり、もって結果として、円滑で適切な法運用の実現、及び、基地立地の中にあって関係者、何より住民みんなにとって望ましい、安心感のある地域環境の確保に資する趣旨である。

当方意見については、かかる観点から、地元自治体として、基地受け入れ時の経過等も踏まえ、必要と考える意見を申し上げるものである。

どうぞ当方意見の趣旨・内容等適切にお受け止め、お取り計らいいただきたい。よろしくお願ひいたします。